

プレミアム定期預金

(2024年9月9日現在)

<p>1. 商品名と概要</p>	<p>・プレミアム定期預金</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①スーパー定期3年 お預け入れ時に当金庫が定める特別金利を約定金利とする預入期間3年複利型の定期預金です。</p> <p>②大口定期3年 お預け入れ時に当金庫が定める特別金利を約定金利とする預入期間3年単利型の定期預金です。</p> </div>
<p>2. ご利用いただける方</p>	
<p>(1) ご利用いただける方</p>	<p>個人のお客さま ※窓口（店頭）のみでのお取り扱いとなります。</p>
<p>(2) 対象条件</p>	<p>他金融機関からの預け替え等、新たな資金でのお預け入れであること。 * 既存当庫定期預金からの預け替えは対象外です。</p>
<p>3. 期間</p>	
<p>(1) 定型方式</p>	<p>お預け入れ日から次の期間が経過した応当日を満期日として指定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年 <p>* 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いができます。</p>
<p>4. お預け入れ方法</p>	
<p>(1) お預け入れ方法</p>	<p>一括してお預け入れいただきます。</p>
<p>(2) お預け入れ金額</p>	<p>① スーパー定期3年（複利型）…1円以上1,000万円未満 ② 自由金利型定期預金3年（大口）…1,000万円以上</p>
<p>(3) お預け入れ単位</p>	<p>1円単位</p>
<p>5. 払い戻し方法</p>	<p>満期日以後に一括して払い戻しいたします。</p>
<p>6. 利息</p>	
<p>(1) 適用金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時に当金庫が定める特別金利を約定金利として満期日まで適用します。（金利については窓口等でお問い合わせください） なお、特別金利の適用は初回満期日までとなります。 ・自動継続後の適用金利は、スーパー定期3年（複利型）又は自由金利型定期預金3年（大口定期）の店頭表示金利となります。
<p>(2) 利払い方法</p>	<p>①スーパー定期3年 半年複利で計算し、満期日以後に一括して利払いいたします。</p> <p>②大口定期3年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべて単利型となります。 ・1年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 <p>中間利払時の利率…約定利率×70%（小数点第4位以下切り捨て）</p>
<p>(3) 計算方法</p>	<p>付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。</p>

7. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p> <p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>																				
8. 手数料	—																				
9. 付加できる特約条項																					
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>①スーパー定期3年</p> <p>満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <table border="1" data-bbox="584 1155 1418 1357"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②大口定期預金3年</p> <p>・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>・中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額は解約元金から控除いたします。</p> <table border="1" data-bbox="584 1738 1418 1939"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	2年以上3年未満	約定利率×70%	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	2年以上3年未満	約定利率×70%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																				
1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																				
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%																				
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%																				
2年以上3年未満	約定利率×70%																				
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																				
1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																				
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%																				
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%																				
2年以上3年未満	約定利率×70%																				

11. 一部払い戻しのお取り扱い	<p>①スーパー定期3年 お預け入れ後1年経過後、一部払い戻しが可能です。 ただし、預入金額が300万円以上の一部払い戻しの場合は、300万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。</p> <table border="1" data-bbox="560 360 1398 557"> <tr> <td data-bbox="560 360 919 461">一部払い戻し時の利率</td> <td data-bbox="919 360 1398 461">お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10の中途解約利率によります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 461 919 557">一部払い戻し後の適用利率</td> <td data-bbox="919 461 1398 557">一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。</td> </tr> </table> <p>②大口定期3年 一部払い戻しのお取扱いはできません。</p>	一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10の中途解約利率によります。	一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。
一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10の中途解約利率によります。				
一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。				
12. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。				
13. 金利情報の入手方法	窓口までお問い合わせください。				
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>九州労働金庫 お客さまサービス室【0120-796-210】 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://kyusyu-rokin.com/</p>				
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、下記ろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、ろうきん相談所、または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>				

16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本預金のお預け入れの資金に対して、当金庫で実施する他の金利上乗せ制度との重複申込はできません。・店頭のみのお取り扱いとなります（ATMおよびインターネットバンキングでのお預け入れは対象外）。・お一人様何口でもお申込いただけます。・自動継続のお取り扱いのみとなります。・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
----------------	---

九州ろうきん